　　サル追い払い隊規約（案）

（名称）

第１条　この隊は、　　区サル追い払い隊（以下「本隊」という。）と称する。

（目的）

第２条　本隊は、区内のサル追い払い活動を行うことにより、農作物の被害軽減及び農地の保全を図ることを目的とする。

　（事業）

第３条　本隊は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　(１)　サルの追い払いに関する知識の普及

　(２)　サルの追い払いに関する活動

　(３)　資機材等の整備

　(４)　その他本隊の目的を達成するために必要な事項

　（会員）

第４条　本隊は、　　区内にある世帯をもって構成する。

　（役員）

第５条　本隊に次の役員を置く。

　(１)　隊　長　　１名

　(２)　副隊長　　１名

２　役員は、会員の互選によって選出する。

３　役員の任期は、１年とする。ただし、再任することができる。

　（役員の任務）

第６条　隊長は、本隊を代表し、隊務を統括し、サル追い払い活動の指揮をとる。

２　副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときはその職責を代行する。

　（総会及び役員会）

第７条　総会は、　　区総会と同時に開催する。

２　役員会は、隊長が招集する。

　（会計）

第８条　本隊の運営に必要な経費は、　　区の会計から支出するものとする。

　（その他）

第９条　この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

　　　附　則

　この規約は、令和　　年　　月　　日から施行する。